

○東京藝術大学における調達物品の機種選定に関する取扱要項

〔平成16年4月1日〕
〔学長裁定〕

改正 平成17年4月1日 平成22年5月21日
平成25年10月24日 平成26年9月2日
平成28年3月24日 令和元年7月18日

(趣旨)

第1条 この要項は、東京藝術大学において購入又は賃借しようとする物品（以下「調達物品」という。）に関し、機種（弦楽器及び芸術資料は除く。）の選定を行う必要がある場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において「部局」とは、事務局（保健管理センターを含む。）、美術学部、音楽学部（言語・音声トレーニングセンター及び演奏芸術センターを含む。）、大学院映像研究科、大学院国際芸術創造研究科、附属図書館（芸術情報センターを含む。）、大学美術館及び社会連携センターをいう。

2 この要項において「部局長」とは、前項に規定する部局の長をいう。

(適用範囲)

第3条 調達物品の機種選定を適正に行うため、原則として予定価格が1件500万円（以下「基準金額」という。）以上のものについては、その都度、当該部局に機種選定委員会（以下「委員会」という。）を設置しなければならない。ただし、基準金額未満においても当該部局長が必要と認めたときは、委員会に代えてその都度複数の者を委嘱し、機種選定を行わせるものとする。

(審議事項)

第4条 委員会は、機種選定に関し、次の事項を審議する。

- (1) 調達物品の仕様、規格及び性能等に関すること。
- (2) 類似機器に関すること。
- (3) 教育研究等の使用目的と機種との関連に関すること。
- (4) その他委員会が必要と認める事項に関すること。

(委員会)

第5条 委員会は、次の委員で組織する。

- (1) 調達物品が教育研究用の場合は、教員若干名及び事務職員（技術職員を含む。以下同じ。） 1名
 - (2) 調達物品が事務用の場合は、使用者の属する長及び事務職員若干名
- 2 部局長は、その都度委員を委嘱し、委嘱書（別紙様式1）を交付する。
 - 3 委員会は、必要に応じ、専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。
 - 4 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
 - 5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
 - 6 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した者が議長となる。
 - 7 委員会は、審議内容についての議事要旨を作成するものとする。

(選定報告)

第6条 委員会は、調達物品を選定した場合、機種選定理由書（別紙様式2）を作

成し、部局長に提出しなければならない。

(任期)

第7条 委員の任期は、第6条の報告をしたときに終了する。

(準用)

第8条 第6条の規定は、第3条のただし書きの場合について準用する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、調達物品の機種選定に必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要項は、平成16年4月1日から施行する。

2 東京芸術大学における購入物品の機種選定に関する取扱要項（昭和61年5月19日制定）は廃止する。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年5月21日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この要項は、平成26年9月2日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年7月18日から施行し、令和元年7月1日から適用する。

別紙様式 1

委 嘱 書

職 名
氏 名

東京藝術大学における調達物品の機種選定に関する取扱要項第 5 条
第 2 項の規定に基づき、下記の件について委員を委嘱する。

記

機種名等

(元号) 年 月 日

部局長名

備考 用紙は日本産業規格 A 列 4 とする。

機種選定理由書

下記のとおり最適と認め選定したので報告します。

記

1. 品名、規格、数量
2. 選定物品の使用目的
3. 選定理由及び経過

(元号) 年 月 日

部局長

殿

機種選定委員会委員長

印

所 属

委員氏名

印

所 属

委員氏名

印

所 属

委員氏名

印